



福岡県医発第2530号(地)

平成28年12月 9日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

医療機関における安全管理について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、最近の医療機関における点滴袋の損壊など、患者の安全を脅かす事案が続いていることを受けて、厚生労働省医政局総務課長より日本医師会及び福岡県保健医療介護部医療指導課を通して別添のとおり通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても下記についてご了知いただくとともに、貴会会員へ周知方よろしくお願いいたします。

記

1. 医薬品の使用前には、容器やふた（汚染防止用のシールを含む。）の損壊や異物混入等がないかダブルチェックなどにより確認すること。
2. 注射薬の混合調製を行う場合は、定められた環境、手順を遵守するとともに、処方箋・ラベル・注射薬の照合をダブルチェックなどにより確実にを行い、調製後は原則として速やかに使用すること。
3. 医薬品の保管に当たっては、適切な在庫・品質の管理を行うとともに、必要に応じ施錠管理等、盗難・紛失防止の対策をとること。

以上

小郡三井医師会より

医療安全管理担当理事 吉武靖博
会長 白石恒明

日医発第 963 号(法安 124)

平成 28 年 12 月 5 日

都道府県医師会長 殿

日 本 医 師 会

会 長 横 倉 義 武

医療機関における安全管理について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、最近の、医療機関における点滴袋の損壊など、患者の安全を脅かす事案が続いていることを受けて、厚生労働省医政局総務課長より添付の通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても下記についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、及び関係医療機関への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

記

1. 医薬品の使用前には、容器やふた（汚染防止用のシールを含む。）の損壊や異物混入等がないかダブルチェックなどにより確認すること。
2. 注射薬の混合調製を行う場合は、定められた環境、手順を遵守するとともに、処方箋・ラベル・注射薬の照合をダブルチェックなどにより確実にを行い、調製後は原則として速やかに使用すること。
3. 医薬品の保管に当たっては、適切な在庫・品質の管理を行うとともに、必要に応じ施錠管理等、盗難・紛失防止の対策をとること。

医政総発 1 1 2 5 第 3 号

平成 2 8 年 1 1 月 2 5 日

公益社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省医政局総務課長

(公印省略)

医療機関における安全管理について

標記につきまして、別紙のとおり各都道府県、保健所設置市及び特別区衛生主管部（局）長宛て通知しましたので、御了知いただくとともに、貴下団体会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

28医指第2533号

平成28年11月30日

公益社団法人福岡県医師会長
一般社団法人福岡県歯科医師会長
公益社団法人福岡県病院協会长
一般社団法人福岡県私設病院協会长
一般社団法人福岡県精神科病院協会长
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長

殿

福岡県保健医療介護部長

(医療指導課)



医療機関における安全管理について

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
標記について、厚生労働省医政局より別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。
つきましては、貴会会員に対して周知していただきますようお願いいたします。

【担当】

医療指導係 佐藤、長田

TEL 092-643-3274

FAX 092-643-3277

各医師会通知

別紙

医政総発 1 1 2 5 第 2 号

平成 2 8 年 1 1 月 2 5 日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長

（ 公 印 省 略 ）

医療機関における安全管理について

今般、医療機関において点滴袋の損壊など、患者の安全を脅かす事案が続いております。

これらの事案については、現在、警察の捜査中であり、その詳細は不明であります、最近の事例を参考に、留意すべき事項例をとりいそぎ下記のとおり整理しました。

ついては、管下の各医療機関において、下記の取扱いを再度確認した上で、徹底を図っていただくよう周知方お願いいたします。

なお、今後も新たな情報を得た場合、必要に応じて情報を提供してまいりますので、適宜対応をお願いいたします。

記

1. 医薬品の使用前には、容器やふた（汚染防止用のシールを含む。）の損壊や異物混入等がないかダブルチェックなどにより確認すること。
2. 注射薬の混合調製を行う場合は、定められた環境、手順を遵守するとともに、処方箋・ラベル・注射薬の照合をダブルチェックなどにより確実にを行い、調製後は原則として速やかに使用すること。
3. 医薬品の保管に当たっては、適切な在庫・品質の管理を行うとともに、必要に応じ施錠管理等、盗難・紛失防止の対策をとること。